

平成28年6月6日

山中湖村簡易水道塩素問題第三者委員会の答申書に対する
申し入れ

山中湖村長 高村 文教 殿

公正な村政を求める村民の会

代表 樋口 重喜

(山中湖村議会議員)

山中湖村平野1698番の4

平成22年10月に発覚した山中湖村営簡易水道塩素問題は、平成27年8月6日に東京高等裁判所の判決があり、2億5,000万円を村の損害額と認定し、塩素薬剤納入業者にその2分の1に当たる1億2,500万円の支払いを命じ、残りの1億2,500万円は、山中湖村の過失であると判定した。控訴人の村長は、これを受け入れ高裁判決は確定した。

その後村長は、平成27年10月20日に山中湖村営簡易水道塩素問題第三者委員会を設置し、本件訴訟代理人であった細田浩弁護士を委員長とした4名の委員を任命した。

第三者委員会への諮問課題は、次の2点であった。

- 1、山中湖村は、本件不祥事の処理をどのようにすればよいか。
- 2、山中湖村役場内で今後不祥事の再発防止のために、何をすればよいのか？

第三者委員会からの回答期限は、平成28年3月末日であり、「答申書」は、同年3月29日付けで村長のもとに届けられている。

以上の事実関係から、村長に対し下記の申し入れをおこない、あくまでも法令に則した誠実な対応を求めるものです。

記

第1、第三者委員会からの「答申書」の公表時期について

- (1) 第三者委員会からの「答申書」が平成28年3月29日付けで届いてから2ヶ月以上が経過した同年6月3日に、一部マスコミに報道されたことに慌て、全職員への経緯説明を行い「答申書」を村のホームページに公開した。
- (2) 村長は、平成27年8月27日の高裁判決受入れの記者会見の席において第三者委員会を設置する旨の発言をし、翌28日の新聞記事にその内容も掲載されていた。
- (3) 不祥事に対応した第三者委員会の一般的役割は、第三者の視点から原因究明と再発防止策を提言し、依頼者の失墜した利害関係者や世間の信頼を回復することである。
- (4) そうであれば、村行政の前代未聞の本権事件により失った村内外の信頼を回復する

ためには、行政の使命である公平性・公正性・公開性（透明性）の大原則に則った行動を最優先にすべきであった。

第2、公表された第三者委員会からの「答申書」の内容は、法的正当性が極めて疑わしく、法解釈の在り方も不適当な点が多々あるので、慎重の上にも慎重を期し対応を誤らないよう強く求める。その理由は以下のとおりである。

(1) まず、「答申の趣旨」によれば、村職員全員（59名）に総額1,075万円の「懲罰的負担金」なるものを課すよう次のように示唆している。

・山中湖村三役（村長・副村長・教育長）

村長120万円、副村長90万円、教育長90万円

・管理職（18名） 各自 20万円

・一般職員（41名） 各自 10万円

（但し、一般職員は、保健師、学芸員、司書、保育士、単労職員等は除く）

(2) そして、「答申書」の中で「懲罰的負担金」を課す理由として「今後本件事件のように違法な公金支出を2度と起こさないという懲罰的金額を全員に負担させるべき」と述べている。（6頁13行目）

しかし、なぜ懲罰を現役職員全員に課すことが正当化できるか「答申書」では何ら明らかにしていないだけでなく、後述する通り「答申書」自身がこの負担金は法的な根拠を持たないことを示している。

また、日本の司法では懲罰的賠償を認めておらず、「懲罰的負担金」という言葉には法的な定義も裏付けもない。

本件答申書のように、法的な裏付けのない造語による違法な負担金の支払いを現役の職員全員に求めることは、「違法な行為であっても上司や周囲から言われれば従う」風潮を強めて、村職員のコンプライアンス（法令遵守）を害する不適当な行為である。

(3) また、「答申書」では「現在の役場職員のみ」に限定して法的責任を問うのは、森を見て山を見ない議論に等しく、むしろこのような悪しき慣行を作り始めた既に退職した役場職員をも含めて議論しないと実質的に公平な取扱いとは言えない。」

（「答申書」5頁③）としながらも、「懲罰的負担金」を課す相手と金額については現在の役場職員のみ」に限定して述べている。

仮に「答申書」が道義的な責任（負担金）の在り方を述べるのであれば、現役職員の「懲罰的負担金」の計算だけを詳細に述べるのではなく、「答申書」が言うところの「20年以上昔から継続した悪しき慣行」の関係者を含めた人数での負担を答申すべきである。

実質的な公平をうたいながら「懲罰的負担金」を、拒否しづらい現役職員の負担すべき額だけを述べることは、実質的に公平な答申とは言えない。

- (4) 次に、本来法律上請求できない「懲罰的負担金」の計算において、法的な表現を利用して負担金の額を述べている点でも、本件「答申書」には不適當な点がある。

「答申書」では、過去の全ての担当者について調査をして、具体的事実認定をすることができないことを挙げて、法的賠償金の請求という考え方を否定している（同5頁①）。それなのに、職員に請求しうる金額は、村の過失により納入業者から求償できない1億2,500万円のうち民法第167条の10年の消滅時効により、まだ債権が消滅していない額を4,300万円と算出している。（同5頁上段）

- (5) そもそも、「懲罰的負担金」の請求それ自体が不当であるが、仮に道義的責任の負担を求めることを認めるのであれば、この算出には次の2点で論旨の一貫性を欠く問題点がある。

まず1点目は、判決では村の職員が村に与えた損害（過失相殺される分）は、1億2,500万円とされているのだから、道義的に責任を負わせるのであれば、「時効になった分は負担しなくて良い」という考え方自体が不適切である。村に損害が生じたことを重視して責任を云々するのであれば、村に損害を与えた1億2,500万円についてどのように責任をとるかを述べるべきである。

第2点目は、判決では加害者による不法行為を認めて、証拠上明確である平成9年から同22年10月までの14年間の請求権を法的に認めている。

ところが「答申書」では、不法行為に基づく請求権が民法第724条によって20年行使しうること（「悪しき慣行」によって村に損害を与えた場合は民法第167条のほか、不法行為による請求権も論じるべきであること）に一切触れず、10年の時効を計算の前提としている点で、法解釈の在り方にも不適當な点がある。

- (6) そもそも、第三者委員会自身が職員の法的責任を認定できない者に、「損害賠償請求」することは不当であり、法的責任を認定できない者に「懲罰的負担金」を課することもできないことは当然である。したがって、委員会「答申書」の本件「懲罰負担金」を求める部分は、法的正当性が極めて疑わしく、明らかに不当である。

- (7) さらに、法的正当性の明確でないものを、法的拘束力のない第三者委員会の「答申」を盾に、組織の長である村長が部下である職員に答申通り従わせようとするれば、法令無視の全体主義的悪しき事務処理となり、「法令に基づく公平な行政が行われること」に対する村民の信頼を損ねるとともに、広く村内外に「全体主義の行政機関」として当村行政の信用を大きく失うことになる点を、強く指摘するものである。

第3、本件における再発防止について

- (1) 「答申書」には、再発防止策として多項目にわたり指摘・提案しているが、中でも村の「縁故採用」の禁止は当然ながら、時として縁故採用を求める村民へ

も本件の教訓を生かし十分な説明をなし意識改革の努力をすべきである。

- (2) 答申では触れていないが、「縁故採用」の類型的遠因となるいわゆる「選挙人事」（三役人事等を含む）の陋習についても、村長自ら襟を正すべきである。
- (3) 「答申書」で指摘している外部からの会計・経理等の専門職の人材登用について、再発防止の観点からも早急に対応すべきである。

第4、訴訟で認定された納入業者への求償作業を徹底しておこなうこと

- (1) 諮問課題の1は「山中湖村は、本件不祥事の処理をどのようにすればよいか。」であるが、判決書に命じられている納入業者の1億2,500万円の対応に関し、「答申書」には何も語られていない。
- (2) 納入業者は、本件訴訟により損害賠償額の2分の1の1億2,500万円を弁償するよう命じられているにも関わらず、村当局がその回収作業を具体的に行っていないのは、税金を使い訴訟を提起した者として無責任の非りを免れない。

第5、本件第三者委員会は、中立性、独立性が担保されているか

- (1) 日本弁護士連合会が示す「企業等不祥事における第三者委員会ガイドライン」によれば、「第三者委員会は関係者の法的責任追及を直接の目的にする委員会ではない。」とし、第三者委員会には中立性、独立性が求められており、「企業等と利害関係を有する者は、委員に就任することができない。」と明示している。
- (2) さらに、「顧問弁護士は、「利害関係を有する者」に該当する。企業等の業務を受任したことがある弁護士や社外役員については、直ちに「利害関係を有する者」に該当するものではなく、ケース・バイ・ケースで判断されることになろう。」とあり、本件委員会会長の細田浩弁護士は、山中湖村も加盟している山梨県町村会の長期にわたる顧問弁護士であり、当村のほぼ全ての法的案件の顧問的業務を担当してきた。
- (3) さらに、本件「簡易水道塩素問題損害賠償請求事件」の原審からの訴訟代理人であり、村の主張が半分しか認定されなかった判決の、責任の一端を有する立場であり日弁連の指摘する「利害関係人」に該当すると思料される。
- (4) そうであれば、当該第三者委員会の委員長である細田浩弁護士は、当該委員としての適格性を有するか否か極めて問題であり、第三者委員会に課せられた中立性、独立性に対し、深刻な疑問を呈しておく。

第6、分限懲罰委員会等の設置について

- (1) 「答申書」では、村長の裁量の範囲を前提とした「懲戒処分」を求めているが、当該事件の発生した平成22年10月以後翌平成23年2月18日に本件「調査委員会」を設置し内部調査を行い7月18日付けの「調査報告書」を提出している。

言までもなく損害賠償請求とは別に、同時並行的に公務員法上の懲戒処分措置を行うべきであった。

- (2) にも拘らず、当時の村長は本件事件に関する地方公務員法上の懲戒処分等を行っておらず、すでに6年が経過しており、当該事件発覚当時の村長(1名)、副村長(6名)、教育長(1名)の三役をはじめ、幹部職員の相当数が退職しており、すでに時期を失している。
- (3) このような中での懲罰委員会設置と運営は、到底公平で公正な調査や運営結果を期待できず、反対に調査や処分の不公平性や疑心暗鬼の増幅となる危険がある。改めて当時の村政執行者および幹部職員らの責任は重い。
- (4) 「村長の裁量範囲」というのであれば、村長には法的有効性の検証に留意し、確固たる再発防止の施策と未来に向けて役場および村民一丸となって再出発できる、実効性のある対応を強く求めるものである。

以上